

新型コロナウイルス感染症対策の緩和について

新型コロナウイルス感染症対策の緩和について、次のとおり協議します。

1 経緯

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置づけは、5月8日に現在の「二類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「五類」に移行される方針となった。

マスク着用についても、国から新指針が示され、4月1日から適用となる学校教育活動を除き、3月13日から個人の判断に委ねられることとなった。ただし、学校の卒業式については、児童生徒らはマスクを着用せずに出席することを基本とするよう、文部科学省から都道府県教育委員会などに通知（2月10日付）された。

こうした状況を踏まえ、学校や社会教育施設等、多くの公共施設を所管する本市教育委員会として、移行に向けた円滑な対応を行うため、新型コロナウイルス感染症対策の緩和の方向性について協議したい。

2 協議内容

- (1) 学校行事及び学校生活における対応について
- (2) 教育委員会所管の公共施設における対応について